

明治期大阪商業會議所の議員構成

上 川 芳 実

一 は し が き

わが国の資本主義經濟の發展、従つて商工実業家層（ブルジョワジー）の成長は、個別企業利益の追求を通じて、実業家階層に共通の利害を自覺させ、相互に結合するに至つた。このような經濟団体の大きな組織体として明治期の商法・商業會議所があり、その果たした役割も大きなものがあつた。勿論、その初期には、殖産興業政策・勸業政策の一環として、經濟諸制度の整備・近代化を図り、実業家階層育成のために政府が欧米の會議所制度を導入した、という側面も強かつた。しかし、初期においても、政府の經濟政策、ことに地域主義を原理とする經濟団体として、府県勸業政策の策定過程に對して、独自の調査活動をもとにした獻策活動（建議・報答）を展開した。さらに、資本主義經濟の發展とともに、一層、政府・府県の經濟諸政策の中に実業家階層の利害を盛り込まんと活動し、時には激しい運動を展開した。ただし、地域主義を原理とし、地域実業家層の結合体である以上、地域により經濟發展の状況およびそのための初期的条件が相違し、府県勸業政策もその初期には展開状況が相異なつたため、個々の會議所はそれぞれ特有の性格を有たざるを得ないという側面もあろう。

ところで、商法・商業會議所については、すでに数多くの研究が存在する。⁽¹⁾ 本稿は、大阪商業會議所の人的（階層的）な構成上の特徴を検討することを目的としている。従来、商業會議所条例自体の欠陥により、「会社法人中、商事会社のみにか被選挙権が与えられ」ず、商業會議所はその組織上に「二十年前後における近代産業の勃興という事情が」反映されておらず、二十八年の条例改正によって初めて「商事会社のみでなく、製造業、運輸交通業などを含む法人企業も會議所に参加する機会を与えられることになった」と理解されてきた。⁽²⁾ しかし、石井寛治氏は、會議所条例の言う「商業者」や「商事会社」が製造業やその従事者を制度的にも実態面でも、排除するものではない、と指摘している。⁽³⁾ また、和歌山商業會議所の設立経緯とその組織の特徴を分析した高嶋雅明氏は「會議所構成メンバーと議員として活躍する層との間にかなりの差違があった」と指摘している。⁽⁴⁾ 筆者は、このような議論を手がかりに、大阪商業會議所を素材として、會議所会員・議員を選出する有権者層が地域の全実業者のうちどのような存在態様を有したのか、また会員・議員層は有権者層のうちの何を反映していたのか、といった問題を設定している。もとよりこれらの課題のすべてを検討し得ていないことをあらかじめ断っておきたい。

本稿においては、さしあたり、つぎの順序で検討を試みることにした。第二節では、大阪商法會議所時代の構成的特徴を概括しておいた。第三節では、商業會議所条例・商業會議法における會議所構成上の特徴を整理し、これを受けて、第四節では大阪商業會議所の選挙権者層・会員（議員）層について検討する。

二 大阪商法會議所と商工同業仲間

明治十一年七月、「商法會議所設立ノ儀願書」⁽⁵⁾を大阪府に提出し、翌八月に大阪商法會議所は創立をみた。この

「願書」には、會議所において内外商業上の利害を検討・調整し、「協同ノ力」によって「全般ノ公利ヲ興シ、商業ノ成跡ヲ改良」すると、會議所創立の精神が示されていた。この會議所創立発起人の多くは必ずしも大阪土着の実業家層・商人層でなく、「維新後の新事態に順応し、新政府の政策をうけ入れる、何らかの新しい条件をそなえていた」人々であった。これらの実業家層は、維新後の大阪経済の沈滞の主因を性急な経済自由化政策の採用を契機とする商業取引上の混乱に求め、流通秩序の回復を會議所の最重要課題と考えていた。

ところで、明治六年より九年にかけて、大阪においては同業者仲間の結成が進められ、二百を越える仲間の成立をみた。ここに、新たな同業者組織の存在形態模索の試みが開始された訳である。しかし、こうして設立された同業者仲間はこれをもって「株仲間再興」と心得た場合が多かつたようで、これらの仲間は概して不調だったという。また、商業上のルールを無視した不正取引が横行し、商業秩序は混乱を極めたという。このような事態の改善、自由経済下における商業ルールの確立を要望する声を背景に商法會議所が創立されたのであった。ために會議所は、何よりも先ず「商業仲間設置議案」(「諸商業仲間ノ成則ヲ設クル議案」)を審議し、これを可決していた。すなわち、大阪商法會議所は、いまだ商法典をもたないこの時期において、商業仲間の設立と會議所によるこれらの統轄を軸に商業秩序の確立を企図し、商業仲間の正副惣代をもって會議所議員に充てるとしていた。この結果、大阪商法會議所では議員数が二百名を越えたが、さきの発起人達に加えて、問屋商人を中心とした多数の実業家層が議員に名を連ねることになった。

明治十年代半ばより明治政府の勸業政策は大きく転換し、これは新たに設置された農商務省によって具体化されることになった。急進的な欧化主義から在来諸産業の漸進的な改良主義への転換が図られ、補助金撤消型勸業事業

の廢止とともに勸業行政の府県政府への大幅な移管が実施された。十四年七月の商法會議所に対する經費補助金の打ち切り、同年五月太政官布告第二九号、農工商諮問会・農工商議會規則、さらにこれを改めた十六年五月太政官布達第一三号（勸業諮問会・勸業委員設置照準条項）などはこのような方針に沿って実施されたものである。この布告第二九号については、東京商法會議所は強力な反対運動を展開し、大阪商法會議所も十四年六月「太政官第二十九号御布告商業議會之儀ニ付上申」「大阪商法會議所ノ履歴及目的」を出して強い懸念を表明した。ことに大阪では、同業仲間を無視しては商況調査・統計作業は不可能であり、これなくしては勸業政策立案などもとより不能と論じていた。その後、最有力の実業家層の結集体であった東京商法會議所は布達第一三号に準拠して東京商工會に改組したが、大阪では商法會議所を推持してゆくことに決した。そして、十四年以降、大阪商法會議所は同業仲間の組織化により一層の力点を置き、同業仲間を基礎とした會議所運営に傾斜していった。

さて、大阪府当局をして同業仲間の組織化に向わせるいまひとつの誘因があったことにも注目しておきたい。明治十一年の地方三新法・府県制度の下で、大阪府は營業稅については等級別課稅法を採っていた。基本的には各營業者による自主申告制であったが、大阪府はその客観性を得るため、これを同業仲間取締を經由し、その検査・証印を受けることを義務づけていた。明治十二年六月大阪府布達第二三三三号・營業稅雜種稅規則¹¹⁾で、營業稅は、諸会社・卸売商を三級に分ち、さらに各級三等に区分して年稅額を定め、諸仲買商を三級三等に、小売商・雜商を七級三等に分類して稅額を決定するとしていた。その際、第八條において、「等級ヲ区分スルハ、各自相当ノ等級ヲ明記（營業上組合アルモノハ其組合取締或惣代連署）シ、戸長ノ證印ヲ請ケ願出ルモノヲ以テ定ムルモノトス」としていた。十四年九月には、これをさらに改正して、布達甲第一九四号・区部地方稅營業稅雜種稅漁業稅規則を出

した。¹²⁾ 營業税は、会社（二〇等）卸売商・仲買商（二四等）小売商・雜商（二七等）に分けて、各別に年間「上り金」に応じてそれぞれ課税額を決定するとした。ここでも、第七条は「上り金・仕入金等ニ據リ等級ヲ定ムルモノ（課税ト免税トヲ問ハズ）ハ、税目毎ニ前一ケ年（一月ヨリ十二月マデヲ云フ）ニ係ル上り金・仕入金等ノ調査ヲ製シ、該組合取締二名以上ノ證印ヲ得テ、毎年五月十日限、戸長役場へ差出スベシ」としていた。このように同業仲間は府県税制度上においても重要な役割を担い、大阪府当局にとっても同業仲間制度の拡充と整備が必要となつたのである。なお、付言しておけば、十二年六月の大阪府布達天第一三五号、地方税徵收期限並營業取締規則第二條第一項において、營業鑑札制度を布いて、無鑑札の營業を禁止していた。また、十九年二月には、布達甲第二三三号・合資結社營業取締規則を達し、¹⁴⁾ 出資者・債権者保護の立場から、泡沫企業・不良会社の排除を図った。第一条では「凡ソ合資ニ係ル結社營業ハ左ノ項目ニ準據シ、規則書ヲ添へ設立地同業仲間取締人連署、本籍戸長（寄留人ハ該所戸長）及ヒ設立地戸長の奥印を受ケ出願スベシ」と定めていた。

ところで、存続を決めた大阪商法會議所は、十四年の大阪区部營業税徵收法の改正を契機に、同業仲間の結成・拡充を重視した。同年七月三十日、「大阪府下各商業仲間組合及ヒ商業取締上之義ニ付建議」¹⁵⁾を大阪府知事宛に提出した。營業税の賦課区分が、業種毎の等級制から、卸売・仲買・小売商という分類による等級制に変更されたため、商業上の混乱は一層激化し、營業税の査定も不可能となった。全同業者加盟の同業仲間を結成し、厳格なる仲間規約を立てて、この規約に違反した者の処分ができるようされたい、と訴えた。大阪府もこれを容れ、十四年十月、甲第二二二二号をもって「大阪堺市街商工業取締法」¹⁶⁾を布達し、同業組合政策を打ち出した。その背景には、十四年頃を機とする勸業方針の転換、地方の実情に則した勸業政策の立案が基本となったことがあろう。

また、大阪商法会議所は議員選挙法の検討を開始し、十四年五月には一応の決論を得、十六年三月に制定された会議所規則では、準拠法（十四年甲第二二二号）を得て制度化された商工同業仲間が会議所議員の選出母体であることを明文化して、認可を受けた。⁽¹⁸⁾

大阪商法会議所規則

第六条 当商法会議所ノ議員ハ撰挙議員・篤志議員ノ二種トス

一 撰挙議員トハ各商工仲間中ニ於テ一名又ハ数名ヲ撰挙スルモノニシテ、其仲間ノ委員タル資格ヲ有スルモノヲ云フ

但シ撰挙議員ハ其仲間総取締及ビ取締ノ連署ヲ以テ届出ル時ハ直ニ之ヲ許諾ス

二 篤志議員ハ商工業ノ盛衰ヲ顧慮シ議員タラシコトヲ企望スルモノヲ云フ

但シ議員ノ紹介連署ヲ以テ衆員ニ許諾ヲ得ルヲ要ス

第七条 議員ハ其組織ニ種アリト雖ドモ議員タルノ資格ハ一般同等タルベシ

第八条 議員タルヲ得ベキ者ハ満二十五歳以上ニシテ、府下ニ本籍ヲ定ムルカ又ハ一ヶ年以上寄留スルモノニシテ、現ニ商工業ニ

従事シ或ハ現ニ従事セザルモ三ヶ年以上実務ニ経歴アル者、又ハ経済商法上ノ學術ニ長ズル者ニ限ルベシ（中略）

第九条 当商法会議所ノ議員ハ人員ヲ定メズ年限ヲ期セザルモノトス

みられるとおり、議員は、その人数・年限を制限せず、営業税などの納税者（本籍・一年以上寄留の条件）にして、商工仲間より選出された「選挙議員」と學術経験者「篤志議員」とから成り立っていた。この時期の大阪商法会議所は、十四年甲第二二二号によって制度化された商工同業仲間の連合体、と性格付けることができよう。

一方、大阪商法会議所は、その基礎的機関たる商工同業仲間の結成・拡充・整備などの指導、監督に努めることになった。十四年末ごろよりこの甲第二二二号に準拠して商工同業仲間が結成されはじめたが、これら仲間の規約

は商法會議所の審査（必要な場合には修正）を経て大阪府に認可申請をするという手続きが踏まれた。こうして、大阪商法會議所は、十四年末より二十二年末に至るまで、商工同業仲間の規約審査に忙殺されることになった。⁽¹⁹⁾そこで、十五年三月には「各商工業仲間規約編製ノ大綱」⁽²⁰⁾（十七年にはさらにこれを補訂）⁽²¹⁾を制定して仲間規約の標準を示し、同業仲間の整備と規約審査の効率化を図らねばならなかった。明治十七年迄には、十四年甲第二二二二号に依拠した同業仲間体制の成立によって、大阪商法會議所は強固な基礎を得た。この時の各商工仲間規約には、仲間の代表者をもって商法會議所の議員を構成し、會議所の議決は仲間構成員を拘束するとし、仲間規約の改正には會議所の承認を必要とし、仲間相互間の紛争は會議所が調停する、と規定していた。⁽²²⁾商法會議所・商工会活動の沈滞化が指摘されたこの時期に、大阪では確固とした基礎を築き、勢力的な活動を展開した。勿論、その背景には、各地域の経済的事情に基づいた勸業方策の立案を重視した、勸業政策の漸進主義・地方主義への転換が働いていた点は見落すことができない。大阪府においては、商工同業仲間の組織化と、これら同業者の総意を形成する場としての商法會議所の活動を重要視し、同業仲間政策を勸業政策の基本の一つとし、府勸業策の立案・実施の過程で會議所を活用した。⁽²³⁾

さて、明治十年代後半期には、各府県は相次いで同業組合政策を採用したが、政府・農商務省は、十七年十一月、達第三三三三号・同業組合準則によって各府県が同業組合設立を認可するに際しての基準を示した。大阪府では、十八年六月、甲第四六号でこれを府下に達し、翌十九年七月には甲第一一四号によって、さきの十四年甲第二二二二号をこの同業組合準則に則って改正すると通達していた。しかし、大阪四区では、この十九年甲第一一四号に準拠した同業組合が組織されるのは随分遅れたようである。さきに筆者は、十四年甲第二二二二号に依拠した同業仲間体制の

成立によって大阪商法会議所はその基礎を強固なものとしたり、と記した。会議所は、農商務省によって十七年末から展開された、府県同業組合政策に対する規制政策に執拗な抵抗を示した。十九年七月、甲第一一四号布達以来、審議を尽し、大阪府当局とも再三協議を重ね、商業会議所条例の制定が真近なものとなった二十三年には、「新会議所条例の発布迄は従前の儘継続すべし」と決議²⁶⁾していた。すなわち、十四年甲第二二二二号による同業仲間体制の成立、十六年会議所規則や仲間規約編製大綱などによって、大阪商法会議所は確たる基盤の上に立ち、一応地域経済界の総意を建議・報答の形で政府・大阪府に対して呈示することができ得たことの例証とみることができ²⁶⁾る。このように、商法会議所時代の大阪会議所が同業仲間をもって基礎的組織とし、仲間代表者をもって議員を構成していた事実をここでは銘記しておきたい。

さて、第一表は大阪府下における会社企業設立状況を示したものである。全会社合計で見れば、二十年代末までの時期は会社設立期にあたり、三十年代には特に株式会社における資本規模拡大期を迎えた。産業分野別にみれば、十年代の第一次の会社企業設立ブームでは、大阪四区における銀行業・運輸業を中心に会社設立が相次いだ。二十年代には、十年代の傾向が一層拡大するとともに、大阪市域では商業会社の新設が相次ぎ、より以上に東成・西成郡域における工業企業の設立が顕著であった。三十年代には、第一次市域拡張の影響もあって会社企業（社数・資本額とも）大阪市域への集中傾向がことのほか顕著となった。ここでは、大阪における工業企業の展開が主として西成・東成両郡（第一次市域拡張で大阪市に編入された地域）で進展したことに注目しておきたい。

こうした会社企業の発展に対応して、明治二十一年に入ると、大阪商法会議所は三たび会議所規則の改正に取り掛²⁶⁾った。同年三月に改正された「規則」では、さきの選挙議員（「通常会員」と改称）と篤志議員（「篤志会員」と

第1表 大阪府会社統計

(単位：1000円)

	明治19年			明治29年			明治39年									
	府下合計	うち 東西南北区	うち 東成西成郡	府下合計	うち 大阪市	うち 東成西成郡	府下合計	うち 大阪市	うち 東成西成郡							
農林水産業	—	—	—	(14)	364 189*	(1)	100 50	(6)	59 48	(6)	119	(3)	92	(2)	26	
	—	—	—	(7)	240 119	—	—	(4)	50 39	(2)	40	(1)	20	(1)	20	
鉱工業	(28)	(14)	(10)	(215)	36,027 23,328*	(60)	8,663 4,442	(100)	23,024 16,030*	(285)	43,393	(207)	35,537	(15)	4,886	
	(110)	32,485	(29)	7,315	(62)	21,536	(77)	31,398	(57)	24,791	(8)	4,553	
	(20)	192	—	3,140	—	14,685	—	31,398	—	24,791	—	—	
商	(41)	(32)	(4)	(183)	21,859 8,819*	(131)	20,203 7,971*	(17)	1,296 659	(310)	33,349	(272)	31,323	(1)	1	
	(73)	19,325	(55)	17,925	(8)	1,080	(74)	25,822	(53)	24,144	—	—	
	(6)	940	—	6,172	—	608	—	25,822	—	24,144	—	—	
銀行	(28)	(23)	—	(98)	23,608	(59)	19,955	(10)	920	(59)	27,691	(29)	24,725	(2)	60	
	(13)	504	—	11,716	—	412	(36)	23,038	(21)	21,030	—	60	
	(69)	19,985	(41)	16,675	(9)	890	(36)	22,069	(17)	19,475	—	—	
	(9)	881*	—	8,436*	—	382	—	17,416	—	15,780	—	—	
運輸業	(11)	(6)	(3)	(25)	15,244 7,827	(20)	11,789 4,782	(2)	3,453 3,043	(52)	22,771	(47)	20,917	(1)	50	
	(12)	15,082	(10)	11,630	(1)	3,450	(12)	21,805	(9)	19,955	(1)	50	
	(7)	703	—	4,661	—	3,040	—	21,805	—	19,955	—	—	
合	計 (100)	7,099*	(75)	6,328*	(17)	636*	(31)	97,093	(214)	60,701	(133)	28,752	(80)	122,672	(35)	108,901
	(277)	87,118	(135)	53,669*	(28,9653*	20,195*	(201)	96,483	(137)	84,692	(10)	5,023	
	(44)	837*	(22)	410*	(18)	756	—	96,483	—	84,692	—	4,623	

備考

『大阪府農商工年報』『大阪府統計書』『銀行総覧』各年版より作成。

各欄は、上より資本金総額・払込済資本金額、内株式会社資本金総額・株式会社払込済資本金額であり、()は会社総数・内株式会社数である。…は不明を、*は1, 2の会社において資本金額が記載されていなかったことを示す。なお、明治19年分については、のちの奈良県部分は本表より除外した。また、明治30年には大阪市に市域拡張(第1次)によって、東成・西成両郡から27ヶ村の全部または一部が大阪市に編入され、前年29年には住吉郡が東成郡に併合された点などは注意する必要がある

改称)に加えて、第一二条で新たな議員を追加した。⁽²⁷⁾

第十二条 国立・私立各銀行及五万円以上ノ資本ヲ有スル各会社ノ代表人并ニ四区二郡(東成・西成)ノ勸業委員ハ、会員ノ紹介
總會ノ許諾ヲ要セス篤志会員タル事ヲ得

こうして銀行会社と一定規模以上の一般諸会社の代表者、および勸業委員については總會に謀ることなく会員の列に加えることにした。しかし、注意すべきは、大阪四区の周辺部において、西成、東成両郡に展開しつつあった工業企業の代表者は会議所会員を構成しなかった点である⁽²⁸⁾。一層会員数の増大を結果したことになり、二十年代に入って会議所審議の渋滞などに対する批判もあって、常置委員会制度を採用して審議の効率化を図らねばならなかった。こうした会員構成をもって、大阪商法会議所は、同業仲間規約の新設・改正に関する審査、仲間に関する紛争の調停といった作業、あるいは大阪府勸業策の立案について、その諮問に対する報告という形で献策した⁽²⁹⁾のみならず、その制定が予想されていた会社条例について討議し、煙草税則施行細則の利害を議し、米価騰貴の解決を⁽³⁰⁾迫り、商法実施問題を審議し、大阪の実業家層の利害を政府・大阪府当局者につけていった。

三 商業會議所条例・商業會議所法

明治二十三年九月、法律第八一号・商業會議所条例、農商務省令第一二二号・商業會議所条例施行規則が制定、公布された⁽³¹⁾。これはわが国の商工団体にはじめて法的基礎を与えたものであり、會議所の組織形態を英米系の私的団体からヨーロッパ大陸系の公法上の団体へと転換させたもの⁽³²⁾、と評価されている。また、これは二十年取引所条例、二十三年商法・銀行条例・鉱業条例などとともに経済関係諸条例の整備作業の一環をなすものであった。ところで、

會議所組織の制度化の検討は、政府内部では前田正名による「興業意見」編纂・フランス商業會議所の紹介にまで溯ることができ、二十年頃より商法會議所・商工会も欧米の會議所制度を調査・紹介して會議所組織の改変・整備の議論が高まった。政府内部においても二十年以降會議所問題に再び着手し、二十一年に入つて商業會議所条例案の作成に取り掛り、同年十月にはその成案を得た。翌二十二年九月には、井上農商務大臣は一〇ヶ所の商法會議所・商工会から各二名の代表者を招集して条例草案の諮問会が開催された。その後、岩村・陸奥の西農商務大臣の手で二度び三度び条例草案が作成され、議會開設前に条例成立が目論まれたが、政府内部でも反対があり、二十三年八月には元老院で否決された。その後、各地會議所・商工会の要請をうけて、陸奥農商務大臣の手で商業會議所条例が公布されるに至つた。この時、商業會議所が必要な理由としては、商況・信用などの諸種の調査活動や商事紛争の仲裁といった公的な事業、地方制度の確立に伴う地方勸業行政の樹立や、商法施行に伴う諸問題や二十三年恐慌への対応を策定するため、などが挙げられていた。

制定された會議所条例のうち、本稿に必要な會員規程に関する部分を摘記すれば、つぎの通りである。

商業會議所条例

第一条 此条例ニ商業者ト称スルハ、商法第四条ニ掲ゲタル商取引ノ各書類ニ属スル商人及作業人ヲ謂フ

第五条 會議所設立地ノ商業者ニシテ所得税ヲ納ムル者ハ會員ノ選舉權ヲ有ス

第六条 會議所設立地ニ於テ所得税ヲ納ムル商業者ニシテ年令三十歳以上ノ男子、及商事会社ハ会社ノ被選舉權ヲ有ス

第七条 第五条及第六条ノ規定中、會員ノ選舉權ニ關スル財産上ノ資格ニ付テハ、農商務大臣ハ地方ノ情況ニ依リ省令ヲ以テ特ニ其所得税ノ等級ヲ定メ、又ハ他ノ国税ヲ加フルコトヲ得

第九条 會員ノ數ハ十五名以上五十名以下、各會議所ノ定款ヲ以テ定ムヘシ

第十条 会員ハ無給トス、其任期ハ四箇年トシ毎二年其半数ヲ改選ス

初回ノ解任者ハ抽籤ヲ以テ定ムヘシ

第十七条 会議所ハ其議決ニ依リ會員定数ノ五分ノ一ヨリ多カラザル特別會員ヲ置キ會議ニ參列セシムルコトヲ得、但特別會員ハ其議決ニ加フルコトヲ得ス

特別會員ノ資格ハ學術・技芸若クハ商業上ノ經驗アル者タルヘシ

第十九条 會議所ノ經費ハ會員ノ選挙権ヲ有スル者ヨリ徴収ス、其徴収方法ハ會議所ノ議決ヲ以テ地方長官ヲ經由シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

經費ヲ納期ニ納メサル者アルトキハ其地ノ地方収入役ニ囑託シテ之ヲ徴スルコトヲ得

収入役ノ督促ヲ受クルモ經費ヲ納メサル者ハ、會員ノ選挙権及被選挙権ヲ四箇年以上八箇年以下停止シ、尚ホ二百円以下ノ過料ニ処ス

かくて、商業會議所は所得税を納入した「商業者」を会員選出要素（選・被選挙権者）としていた。ここに言う「商業者」とは、商法第四条の、物産の交換販売・製造工業及び手職業・運送・航漕・建築・銀行營業・証券業・寄託業・船舶の売買質入建造修繕等・取引所・保険等々に係る作業及び取引をなす者と定めていた。しかも、會員選挙の資格要件を所得税納入としたが、明治三十一年度以前においては所得税は個人にかかるものであったため、この「商業者」は製造工業を含めた個人營業者を基本とした。この時「商事会社ノ役員」についても、合名・合資会社の社員、株式会社の取締役は所得税納入を条件として會員の選・被選挙権が与えられるとした。さらに、會議所条例第六条において被選挙権のみを与えるとされていた「商事会社」も、「商法第四条ニ該当スル營業ヲ為ス商事会社」との解釈であった。したがって、會議所条例は「商業者」を會議所構成要素と定めていたが、これには広

く商工業者が含まれ、会社企業についてはその代表者に被選挙権を与えていた。また、會議所条例第七条にある「資格」につき、東京市についてのみ二十三年農商務省令第一七号によって所得税第四等以上（所得一〇〇〇円以上、税率百分ノ一半）納入を条件と命じ、他の地域については所得税最低等級第五等以上（所得三〇〇円以上、税率百分ノ一）納入という条件で運用された。この所得税第四等以上は、第一回衆議院議員選挙資格と同一基準であった。こうして、商業會議所は「純粹なる実業家を以て組織し眞実に実業の代表たるべきを」期待され、なおかつ「国会の開期も將に近きにあり、三百の衆議院議員中、眞正の商業者は幾何ありましようか」として會議所を最有力実業家をもって構成し、政府はすでに各府県会でみられた「民党」の攻勢に対抗し、帝國議會開設後に備える目的をもっていた。

既設の商法會議所・商工会の組織変更を含め、商業會議所条例に準拠して翌二十四年までに一五會議所が設立され、その後漸増して三十二年度までに全国主要都市において五八の會議所が創立をみた。しかし、この間、會議所条例に含まれた問題点が指摘され、解釈・運用上の不審点が提出されていた。まず、會議所構成要素の基本となるべき「商業者」を規定した商法が施行延期となった。また、所得税法第五等以上納入とする有資産条件も余りに高すぎると批判された。条例第三条が會議所設立区域を原則として市町村域に拠るとしたことも難点となった。いまひとつには、会社企業の急速な發展を背景に、個人課税を基本とした所得税法との関係で、被選挙権のみを賦与された会社（法人）をどのように取り扱うかが問題となった。明治二十五年六月の関西商業會議所有志会が準備会の役割りを果たし、同年九月に発足した商業會議所聯合会は會議所条例問題が一つの契機となって開かれたものである。有志会以来、都合三度にわたってこの問題が討議され、これに応えて政府も二十七年七月には商業會議所条例

改正案諮問会を開催し、本会ではこの問題について活発な論議が交わされた。

このような実業家の運動の結果、二十八年三月法律第二三号で商業会議所条例の改正が実現した。

第一条 此条例ニ於テ商業者ト称スルハ左ニ掲ケル者ヲ謂フ

一、商法第四条ノ商取引及同第五条第一号・第三号・第六号ニ掲ケタル取引ヲ營業トスル者

二、第一項ニ掲ケタル取引ヲ營業トスル合資会社・株式会社及取引所

三、第一項ニ掲ケタル取引ヲ營業トスル合名会社ノ社員、合資会社ノ業務担当社員・無限責任社員、株式会社ノ取締役及取引所ノ理事長・理事

第五条 會議所設立地ニ於テ第一項ノ營業ヲ為シ又ハ第一項第三項ノ社員・役員トナリ其地ニ於テ所得税ヲ納ムル商業者、並會議所設立地ニ於テ營業スル第一項第二項ノ会社及取引所ハ其會議所ノ選舉權ヲ有ス

第六条 會員ノ選舉權ヲ有スル会社及取引所、並三箇年以上継続シテ會員ノ選舉權ヲ有スル年齢三十歳以上ノ男子ハ會員ノ被選舉權ヲ有ス

会社及取引所ヲ代表スヘキ者ハ第一項第三項ニ該当スル其社員・役員ニシテ、年齢三十歳以上ノ男子一人ニ限ル

第七条 第五条及第六条ニ掲ケタル會員ノ選舉權及被選舉權ニ関スル財産上ノ資格ニ付テハ、農商務大臣ハ地方ノ情況ニ依リ所得税又ハ会社取引所ノ資本金額ニ基キ特ニ之ヲ規程スルコトヲ得（下略）

ここに、「商業者」の範圍を商法第四条に加えて第五条のうち貸金業・委託売買・周旋業・受請業などにまで拡大した。さらに、会社企業（法人）に関する規程を明確にし、第一条に掲げられた營業を行う一定規模以上の合資・株式会社に対して選・被選舉權を付与した。これに伴って、さきの条例第一九条により、会社企業にも會議所經費の負担が求められることになった。明治二十八年農商務省令第二号によって大阪、同年農商務省令第一〇号によつ

て同年設立の横浜商業會議所についても、東京と同様の有資産条件・所得税第四等以上と定めた。こうして、會議所構成要素たる「商業者」については幾分その範囲が拡げられ、会社企業の選・被選挙権の規程についても明確となったが、所得三〇〇円以上の商工業者という有資産条件が高すぎるという批判は無視された。

この後も商業會議所の會議所条例改正の要望はくり返し出され、會議所聯合会もこれをとりあげて「商業會議所条例改正意見」をとりまとめた。この結果、政府もこれを容れ、新商法施行（三十二年）をうけて三十五年三月法律第三一号商業會議所法を公布した。⁴⁴ 會議所に法人格を認め、事務権限を拡充強化し、国税に準じた経費の強制徴収権を認めて財政的基盤を強固にした。會議所議員（再び議員と改称）の選・被選挙権に関する規定はつぎの様に改められた。

商業會議所法

第九条 帝国臣民又ハ帝国法律ニ依リ設立シタル法人ニシテ、商業會議所地区内ニ主タル營業所又ハ事務所ヲ有シ、左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ議員ノ選挙権ヲ有ス（中略）

一、自己ノ名ヲ以テ商法第二六三条、第二六四条第一号・第三号乃至第六号及第八号乃至第二二号ニ掲ケタル行為ヲ為スコトヲ業トシ、營業稅ヲ納ムル者

二、自己ノ名ヲ以テ製造及加工ニ関スル行為ヲ為スコトヲ業トシ、營業稅ヲ納ムル者

三、取引所稅ヲ納ムル取引所

四、鉅業稅ヲ納ムル鉅業權者

前項納稅ノ額ニ関スル制限ハ地方ノ状況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

帝国法律ニ依リ設立シタル法人ニシテ、商業會議所ノ地区内ニ營業所又ハ事務所ヲ有シ、第一項各号ノ一ニ該当スルモノノ業務

ヲ執行スル社員・取締役・理事長・理事又ハ登記シタル支配人ニシテ、所得税ヲ納メル帝國臣民ハ其ノ主トシテ職務ニ従事スル
營業所又ハ事務所ノ所在地ニ於テ議員ノ選舉權ヲ有ス

前項納税ノ額及法人ノ資本額又ハ財産ヲ目的トスル出資額ニ関スル制限ハ、地方ノ状況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条 法人及年齢三十歳以上ノ男子ニシテ、二箇年以來議員ノ選舉權ニ関スル要件ヲ具備スル者ハ議員ノ被選舉權ヲ有ス（中略）

第十四条 議員ノ定數ハ五十人以下トス

第十五条 商業會議所ハ定款ノ定ムル所ニ依リ、議員定數ノ五分ノ一ヲ超エサル特別議員ヲ置クコトヲ得

地方長官ハ議員定數ノ五分ノ一ヲ超エサル特別議員ヲ命スルコトヲ得

特別議員ハ決議ニ加ハルコトヲ得、但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

特別議員ハ年齢三十歳以上ノ帝國臣民タル男子ニシテ、商工業ニ関スル學術・技芸又ハ經驗アル者ナルコトヲ要ス

この様に、會議所の構成要素が、個人企業・会社企業を問はず、あらゆる業体の法人に変更された。議員選舉權者は、一定額以上の所得税を納めた業務執行社員・取締役・理事長・理事・支配人に加えて、一定額以上の營業稅⁴⁵（あるいは取引所稅・釐業稅）を納入した法人および資本金額一定規模以上の法人となり、有權者の範圍が拡大された。被選舉權についても、条例が三年以上継続して選舉權保有者と定めたのに対し、「二箇年以來」と改めて被選舉權保有者の範圍も拡大した。また、これとは別に、議決權を認められた特別議員制度を設けることで、東京商業會議所を中心とした議員定數の拡大要求を部分的に容れた。

しかし、議員の選・被選舉權の資格要件について、三十五年六月農商務省令第一六号は納税額・資本額を東京・大阪・横浜などの六大都市を中心に高目に設定した。この省令では有權者數の激減することになる京都・大阪・神

戸の各會議所を先頭に、多数の會議所がこれに反発し、同年九月全国商業會議所聯合協議会、同年十二月臨時商業會議所聯合会を開催して政府に省令改正を迫った。⁴⁶⁾ 同年十二月農商務省令第二三号を發し、第一・二条では資格基準を変更せず、第三条に地方の状況により適宜定款上に定めてよい、という形で農商務省は會議所側の要望を容れた。大阪商業會議所では、會議所法に準じて會議所定款を定め、これは三十六年七月に農商務大臣の認可を得て発効したが、資格基準の部分について定款と省令第二三号を対称させればつぎのとおりである。

大阪商業會議所定款（農商務省令第二三号該当部分）

第六條 本會議所議員選舉權ニ関スル納稅額・資本額又ハ財産ヲ目的トスル出資額ノ制限ハ左ノ如シ

- 一、營業稅・鈹業稅 拾五円以上（三十円以上）
- 二、取引所稅 壹千円以上（一万円以上）
- 三、資本額又ハ出資額 拾万円以上（四十万円以上）
- 四、所得稅 拾五円以上（二十円以上）

このように大阪では、省令の基準より相当低目に条件を設定して、市域実業家層に幅広く選舉權を与えようとしていた。東京・横浜の両會議所が省令通りであったのを除けば、数多くの會議所が有權者資格を低目に設定したようである。

以上のように、政府・農商務省は一貫して會員・議員選舉資格を高水準にし、各地の最上層実業家を會議所構成員としたいと考えていた。しかし、東京・横浜を除く各會議所はこの基準の引下げを要求してこれを得、六大都市においても東京・横浜と大阪・京都・名古屋・神戸では會議所を構成した商工業者の性格は相異なることになった。

地方都市においては、会議所の性格は政府の意図とは一層違ったものとなったようである。したがって、商業会議所は、会議所条例・会議所法構想時に政府が意図した、最上層商工業者を糾合した地域経済団体ではなく、東京・横浜を除けば、いま少し広い範囲の商工業者を包摂した組織として結成され、地域によってその性格が少しずつ相異なることとなった。

四 大阪商業会議所の会員・議員構成

商業会議所条例の制定を機に、大阪商法会議所は解散し、市内商工業者五八名の発起により条例に基づいて、明治二十三年十二月に大阪商業会議所設立申請書を提出、翌年一月には農商務大臣の認可を得た。ここに、同年第一回会員選挙を実施し、会議所定款の作成作業を進め、七月には役員選挙を実施するなど、商業会議所への組織替えが進行していった。制定された会議所定款は、会員定数を五〇名と定め、選挙人被選挙人名簿を選挙期年の一月二十一日現在で作成するとしていた。

現在、第一回会員選挙時の二十四年版、二十六年版・二十八年版および会議所条例改正後作成の改正二十八年版、以上四冊の大阪商業会議所「会員選挙人被選挙人名簿」が残されている。これを表示したのが第二表であり、まずこれから観察してゆこう。会議所条例の下で、会員選挙有権者数は二十四年三八百人・二十八年（改正前）四二二人にのぼったが、会議所条例の改正によって一千人を割り込む結果となった。有権者の性格は、全体的にみれば、その大半がきわめて在来的な色彩の濃い諸営業者によって構成されていたことが判る。しかも、ここには表示できなかったが、当時の同業組合統計からみれば、大阪四区商工業者全体のなかから一握りの商工業者にしか会員選挙

権は付与されていなかった事実、二十八年の条例改正後は一層この傾向が強まった事実、が判明する。明治二十一年八月の統計からいくつかの例を挙げよう。⁽⁴⁹⁾ 呉服商組合は、專業四二九・兼業二一五の計六四四人であったが、二十四年の有権者は一二人を算えるにとどまっていた。同じく、米穀商についてみれば、米穀問屋組合は專業五一・兼業二七の計七八人、米穀仲買商組合は專業一六八・兼業八九の計二五七人、米穀小売商組合は專業一三七四・兼業二〇九の計一五八三人で、総計專業一五九三人・兼業三二五人という大所帯であったが、有権者は二〇五人にすぎなかった。一方、事例は少ないが、荷受問屋組合のように、一・二・三番組を合わせて、專業八一・兼業一六の計九七人中の有権者八三人という営業種目もみられた。大阪商法會議所が各同業仲間より選出された数名の代表者を議員に宛てていたから、同業仲間を組織した全同業者が実質上商法會議所の議員選挙権を有していた。しかし、商業會議所への組織替え以後、大勢としては、大阪四区の商工業者のうちのごく上層の実業家層のみが会員選挙権を獲得しえたようである。この点に、政府の會議所条例制定の政策意図が実現されていたといえる。しかし、全体的には、おおむね有権者中に多数の同業者を算えた営業種目から会員が選出されていた事実も同表から読みとれるであろう。⁽⁴⁹⁾ 一方、選挙人中の会社員には、当時の会社企業設立事情を反映して銀行関係者が多く、選出された会員にも同じ傾向がみられた。被選挙権のみを与えられた商事会社については、二十四年分は工業・商業の区分がつかない例も多いため合算表示としたが、石井氏の指摘する通り、明らかに工業企業と目されるものが多数挙げられていた。

つぎに、選出された會議所会員は納税階層からみればどのような位地にあつたであろうか。そこで、明治二十八年の条例改正前後における、個人商工業者についての納税類別の選挙人・会員分布を示したのが第三表である。会

会員の分布（明治28年改正前・後）

営 業 税						
～	10円以上	20円以上	30円以上	50円以上	100円以上	不 明
2・一	10・2	15・1	21・0	24・13	15・9*	42・12
0・2	13・2	15・0	20・5 _半	39・12*	8・5	60・10
0・0	1・0	3・0	4・1*	6・3*	17・10	12・5
0・0	0・0	1・1	20・4*	25・9	5・3	14・3
2・0	16・0	13・0*	9・3	6・1	3・2	61・9
0・0	9・0	9・0	5・1	5・2	4・3*	32・3
1・0	24・1	16・5*	19・3	9・4	6・4 _半 *	98・20
0・0	3・0	4・0	4・1*	1・0	0・0	13・1
0・0	2・0	7・0	4・3	5・3*	0・0	25・6
1・0	7・1	15・0	11・3	16・3	2・2	58・7*
0・0	7・0	2・1	5・1*	3・2	2・2	19・1
2・0	10・2	14・1	18・2	19・3	13・12*	46・8*
0・0	7・2	5・0	5・2*	1・0	0・0	103・21
0・0	0・0	3・0	1・0	2・1*	3・2	9・3*
1・0	3・1*	1・0	3・1	0・0	2・2*	8・0
0・0	0・0	2・0	2・1	3・3*	1・1	5・1
2・0	8・0	13・0	30・4	26・10	9・7*	29・3
1・0	3・0	3・1	2・0	1・1	0・0	5・1*
0・0	0・0	0・0	1・0	1・1*	0・0	7・0
3・0	7・2*	2・1	6・4*	3・1	2・1	32・6
0・0	0・0	0・0	0・0	0・0	3・3 _半 *	0・0
0・0	0・0	0・0	2・0	0・0	1・1*	1・0

商工人名録』第2版（明治30・31年度）より作成。

出された会員の該当納税額を示し、会員の人数と同数の*を付した。結果となった。

第3表 大阪商業会議所納税額別選挙人・

	所 得 税							不 明
	～	10円以上	20円以上	30円以上	50円以上	100円以上		
呉 服	43.1	5.0	9.5	16.10	4.4	6.5*	46.13	
木 綿	53.0	11.0	10.3	8.7*	6.6*	6.6*	60.14	
洋 反 物	5.0	5.0	4.1	8.6*	5.4	2.2	14.5*	
酒 造	21.0	9.2*	12.9	0.0	6.5	1.1	16.3	
酒	30.0	8.2	9.1	6.3*	0.0	0.0	57.9	
醬 油	21.0	4.0	2.2	1.1	2.2*	1.0	33.4	
米 穀	49.1	6.2	5.4	3.3	4.4*	2.2*	104.21	
肥 料	8.0	2.0	2.0	1.1	0.0	1.1*	11.0	
書 籍	10.0	2.1	1.1	3.2	0.0	0.0	27.8*	
和 洋 紙	28.1	11.0	7.3	3.3	3.3	1.1	57.5*	
煙 草	11.0	0.0	3.2	2.2*	2.2	0.0	20.1	
菓 種	38.1	11.0	10.5	8.7	8.7*	2.2	45.6*	
壳 菓	23.1	9.2	6.5	4.3	3.3*	2.2	74.9	
和 洋 鉄	4.0	0.0	2.0	2.1*	0.0	2.2*	8.3	
量・量 表	8.0	0.0	0.0	1.1	3.3*	0.0	6.0	
寒 天	2.0	3.1*	0.0	2.2	1.1	1.1	4.1	
材 木	43.1	12.0	12.5	13.7	6.4*	4.4	27.3	
石 炭	5.1	2.1	1.0	0.0	0.0	0.0	7.1*	
貿 易 商	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1*	
荷 受 問 屋	8.0	3.0	3.3	5.2	2.2*	1.1	33.7	
航 漕	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3*	0.0	
氷 砂 糖	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1*	1.0	

備考 大阪商業会議所「会員選挙人被選挙人名簿」28年版、『日本全国各欄数字は条例改正前選挙人・改正後選挙人の順であり、*は選なお、両史料の調査年次が若干異なるため不明者が多数にのぼる

議所条例二十八年の改正は、大阪商業会議所については、選挙権資格の有資産条件を所得税五等（所得三〇〇円・税額五円）以上から同四等（所得一〇〇〇円・税額十五円）以上へと引上げていた。同表には納税額不明者の数も多いが、比較的会員には各営業種目の所得税多額納税者が選出されており、おおむね上層の商工業者が選出されていたことになろう。史料的不備から載然とはいかないが、二十八年条例改正によって、低い階層の所得税納入者が会員選挙権者から排除されたが、第二・三表によれば、選出された会員層で被選挙権を失権した者は二例にとどまった。逆にいえば、個人商工業者からは「所得税一〇円以上」層からも二名の会員が選出されており、必ずしも所得税最上層からのみ会員が選出されるとは限らなかったことになる。従って、個人商工業者については、二十八年条例改正の影響は、それ以前から会員が所得税上層より選出されていたため比較的小さかった、と言い得ようか。

大阪商業会議所は、商業会議所法制定後、その第五十条の新法施行後の会議所継続規程および関連諸農商務省令に従って、議員定数・選挙方法などを議定して、三十六年三月には会議所議員選挙を執り行った。翌四月中には、役員の選任、新定款の制定、六名の常議員の選出を了えた。新定款は、議員定数を五〇名、特別議員を一〇名、選挙権資格を前述のように省令より低く定めていた。大阪商業会議所の会員・議員選挙権者は、第一次大阪市域拡張の影響を受けて明治三十年には二千人程に増え、会議所法制定後の三十六年にはさらに六千人水準にまで達した。三十七年の非常特別税法実施に際し、同年五月の農商務省令第七号はこの非常特別税額を議員選挙資格に算入せずと達していたが、三十九年十二月農商務省令第三四号はこれを算入することとし、前述の三十五年同省令第二三号の選挙資格基準を改正した。大阪分については、営業税三〇円以上納入であったのが、七五円以上納入と大幅に引上げられた。⁵⁰⁾ その結果、選挙権所有者数は三十九年には四千人水準に低下し、その後大正期までこの水準で推移し

た。

つぎに、この時期の議員選挙人被選挙人名簿はのこされていない。ここでは、第四表によって、選出された会員と議員の性格について検討することにする。同表の上二段は會議所条例期の会員名簿であり、下二段は會議所法時代の議員名簿である。上二段についてはすでに検討を了えているので、下二段の議員について観察しよう。同表では、会員・議員の配列を、右より個人営業者・会社員・会社議員の順としてある。まず、目につくのは、三十六年選挙で初めて會議所議員に選出された新議員の多いことであり、議員の顔ぶれが大幅に入れ替ったことであろう。二十四年第一回選挙から数えて七回目のこの選挙で、任期の半分の二年を一度と計算した議員就任度・七度に及ぶ議員は、会社議員の二社を除けば三人、五度以上でも十人にすぎない。会社議員の数は、二十八年の条例改正のちも大阪株式取引所・堂島米穀取引所の二社以外から選出されることはなかったが、三十四年頃から変化しはじめ、三十六年以降拡大した。その業種も取引所以外に、商工業・運輸業などにも及んだ^(註)。個人会員・議員中の会社社員(取締役・業務執行社員など)はすでに二十年代より増加し、その業種についても多様化していた。しかし、会社員のうち、二十四年以来多数の議員が選ばれた銀行頭取層は三十六年以降減少し、四十年にはその姿を消した。同時に、会社員議員自体も減った。四十年では四人、取引所仲買層を含めても六人にすぎなかった^(註)。ところが、會議所法において議決権を与えられ、議員によって選挙(定款第一八条)されることになった特別議員には、学者・法律家とともに、大阪経済界の有力者が顔を並べていた。明治三十八年から大正期にかけての時期では、大阪銀行集会所代表や地元大手銀行の頭取層、大阪商船取締役・三井物産大阪支店長・住友総理事などがこれを構成し、個人商工業者の名はみられなかった。

第4表 大阪商業會議所會員・議員の構成

明治24年7月		28年4月改選		36年4月改選		40年4月改選	
呉服	*田村太兵衛	同上	田村太兵衛(3)	木綿商	岡田与八(1)	呉服商	中野嘉七(2)
呉服	竹尾治右衛門	同上	竹尾治右衛門(2)	糸物穀	大島伊八(1)	木綿太物商	*谷口房藏(1)
木綿洋服	*中西庄三郎	同上	大浦弥兵衛(3)	米穀・貿易商 機械製造	*法橋善作(3)	同上、小間 物反物・モ スリン商	大島伊八(8)
木綿	大浦弥兵衛	同上	和田保次郎(3)	酒造業	阿波野栄次郎(6)	洋服・毛織 物商	岡島千代藏(2)
木綿	和田保次郎	木綿・足袋	*岡岡徳太郎(3)	酒造業	西岡卯兵衛(3)	綿ネル商	西沢武助(1)
古着	*前川彦十郎	糸物・洋服	豊田善右衛門(1)	酒商	松本長兵衛(2)	洋服・毛織 物商	宇佐見辰次郎(1)
足袋	亀岡徳太郎	糸物	妹尾平三郎(1)	酢製造業	鳴戸嘉七(3)	絨商	有本国藏(2)
酢	鳴戸嘉七	舶来織物	松本重太郎(3)	舶来物品商	阪本亀三郎(1)	漬物味・贈商 米商、馬糧商	木本栄吉(2)
塩	塩川兵七	洋反物	伊藤忠三郎(1)	舶来品商	*荒木和一(1)	米穀商、貿易 商	法橋善作(5)
米穀仲買	*五百井長平	洋服・木綿	中西庄三郎(3)	舶来品商	今敷檜藏(1)	舶来雜貨商 織物商	阪本亀三郎(3)
米仲買	進藤嘉一郎	酒造	阿波野栄次郎(2)	眼鏡商	堀清次郎(1)	舶来品商、洋 服・毛織物商	今敷檜藏(3)
米仲買	田中丑三	酒	沢田佐助(2)	大日本製業 大阪麻糸	小野市兵衛(7)	舶来物品 文具商	福井庄次郎(2)
肥料	田中市兵衛	造醬油	栄国伝兵衛(1)	菓種問屋	*春元重助(1)	紙商	西川清七(3)
肥料	近藤徳兵衛	米穀	五百井長平(3)	菓種商	宗田友次郎(1)	活版印刷業	小野市兵衛(9)
小間物	*河合利兵衛	米穀	葛野長七(2)	菓種商	*高橋卯之輔(5)	菓種問屋	春元重助(3)
舶来物品	土生正泰	米	木谷伊助(2)	硝子製造業	渡辺朝吉(1)	菓種商 石鹼商	宗田友次郎(3)

明治期大阪商業會議所の議員構成

砂糖	砂糖	金庫	仏壇	古物	和鉄	金物	金物	壳菓	壳菓	菓種	菓種	煙草	紙	紙	書籍	舶来品	舶来品
水谷茂兵衛	寺村富栄	*播本孝良	川井万助	泉由次郎	近藤喜祿	*久保盛明	福島藤七	中井一馬	浮田桂造	小野市兵衛	大井卜新	岡島忠兵衛	*門田利助	岡本音七	松村九兵衛	*品川衛夫	松本重太郎
石炭・荷受 問屋	同上	水砂糖	寒天	鼻緒	畳表	畳表	洋鉄・銅釜	鉄	生炭	壳菓	菓種	同上	同上	煙草	同上	同上	肥料
今西林三郎(3)	北村正治郎(3)	石田庄兵衛(2)	松下彦兵衛(2)	奥村善右衛門(1)	森久兵衛(1)	福田六兵衛(2)	藤井卯兵衛(1)	近藤喜祿(3)	山口源兵衛(2)	高橋卯之輔(2)	小寺幸次郎(2)	浮田桂造(3)	小野市兵衛(3)	大矢幸八(1)	*門田利助(2)	松村九兵衛(3)	*金沢仁兵衛(2)
大株仲買	質商	質商	金錢貸付業	委託問屋仲買 大阪船渠銀行 大阪実業銀行	石炭商・米穀 商・日本硫酸	品取引所・大阪 西成鐵道	水砂糖力 同上、大阪三	砂糖商	乾物商	乾物商	畳表・木綿商	畳表商	活版印刷業	古物商	製劑・海上保 險・中國鐵道	同上、日ノ丸	硝子製造販売 日本増場
芝田大吉(4)	大阪谷東平(1)	山本仙助(1)	永井嘉兵衛(1)	谷崎新五郎(2)	葛野調七(3)	*今西林三郎(7)	村上辰三郎(1)	藤田助七(1)	和田甚蔵(1)	上田仙吉(1)	森久兵衛(5)	*福田六兵衛(6)	西川清七(1)	藤原伊兵衛(1)	*近藤喜祿(7)	佐渡島伊兵衛(1)	駒井庄太郎(1)
石炭商	帳簿	土木建築請負 石材・木材	竹商	材木商	材木商	履物商	菓子・ 水砂糖商	菓子商	小間物商	布海苔 海草商	布海苔問屋	畳表青筵問屋	同上	金庫商	度量衡・金庫	鉄鋼商	硝子製造販売
*今西林三郎(9)	大林芳五郎(2)	山本幸三郎(2)	辰馬圭助(1)	喜多井利兵衛(2)	長谷川勝助(2)	日納藤七郎(1)	村上辰三郎(3)	吉村儀兵衛(1)	*杉本勘七(2)	古山忠七(1)	伊東忠兵衛(2)	森久兵衛(7)	福田六兵衛(8)	保里川茂承(1)	西田正俊(2)	近藤喜祿(9)	駒井庄太郎(3)

明治24年7月	28年4月改選	36年4月改選	40年4月改選
砂糖	岩崎利兵衛	鑿節	小泉清左衛門(2)
材木問屋	布井弥助	荷受問屋	谷崎新五郎(1)
材木	藤井平次郎	荷受問屋	片山和助(1)
材木	北村正治郎	航漕	片山和助(1)
建築請負	法橋善作	航漕	広海二三郎(3)
石炭油	大沢大輔	堂島米穀仲買	浜中八三郎(1)
鑿節	古座政七郎	四二国立銀行	浜崎永三郎(2)
回漕問屋	今西林三郎	大阪商業銀行	岡崎栄次郎(2)
船舶	広海二三郎	大阪明治銀行	長谷田平兵衛(2)
五八国立銀行	大三輪長兵衛	大阪共立銀行	藤本一二(1)
七九国立銀行	古畑寅蔵	日本生命保険	片岡直温(1)
七九国立銀行	*山口幸七	大東セメント	宮津賢次郎(1)
大阪セメント	外山脩造	大阪電燈	*土居通夫(2)
大東セメント	野田吉兵衛	大阪商船	*田中太七郎(2)
(磯野小右衛門)	大阪株式取引所	(磯野小右衛門)	大阪株式取引所(3)
(玉手弘通)	堂島米商会所	(玉手弘通)	堂島米穀取引所(3)
			(豊田善右衛門) 大阪商船・株(1)
			大阪美業銀行 五百井長平(7)
			日本硫酸
			大阪工商銀行*奥村善右衛門(5)
			湖電銀行 湖亀治郎七(3)
			西六銀行 和田与兵衛(3)
			大阪紙販売 小島善五郎(2)
			同上、日本生命保険・大阪*土居通夫(6)
			合同紡績
			大株仲買 梅原亀七(2)
			火薬・書籍商
			藤本ビルプロ
			日本貯蓄銀行
			日本棉花 *田中市太郎(1)
			大阪電燈*大阪電機 *龜岡徳太郎(7)
			日本紡績 日本棉花 *土居通夫(8)
			大阪電燈
			(宮崎敬介) 大阪株式取引所(9)
			(関根親光) *堂島米穀取引所(9)
			(岩田惣三郎) *大阪三品取引所(4)
			(藤江章夫) *大阪アルカリ・株(3)
			(川合吉三郎) 日本黄銅・株(1)
			(西山久次郎) 日本製弦・株(1)
			(豊田善右衛門) 大阪商船・株(1)
			(堀啓次郎) 大阪商船・株(2)

備考 『大阪商工会議所史』(昭和十六年刊)ならびに、大阪商業会議所「会員選挙人名簿」明治二十四年版・改正二十八年版、『大阪商業会議所年報』(明治四十年版)、『日本紳士録』第九版・第十一版、『日本全国商工人名録』第三版、『大阪府誌』第一編(明治三十六年刊)より作成。

表中、*は正副会頭・常議員など役員にあつたことを示し、○は同業組合長にあつたことを示す。職種欄の「同上」は、一段上同一人物の職種と同じであることを示す。また○内数字は、その時点において、議員任期の半分・二年を一度として算えた議員就任度数である。

在来商工業分野の個人営業者は、二十四年以降三十六年にかけて、特に會議所条例改正後に会員・議員数が減少したが、四十年には再び三八名にものぼった。しかし、同表にみられる通り、純粹の個人商工業者は少なく、従来の營業を会社組織に切り替えた事例や、従来の營業以外に会社企業に出資しあるいはその経営に参加した事例、また個人企業のままで營業種目を拡大した事例が数多くみられる。この点、第四表の營業種目・職種欄については主として會議所史料に拠ったが、この史料は議員の一、二の代表的な主要營業・企業名を記すにとどめており、この時期には複数の企業に関係した企業者が在来商工業者の中からも数多く現われていたことから、注意する必要がある、今後補訂する必要がある。いまひとつ注目されるのは、これらの個人商工業者議員の中に、同業組合の組合長（表中○印）が数多くみられた事実である。表示した以外の年次の同業組合名簿中に、同表○印を記さなかった人物達の名がみえることから、組合長以外の同業組合役員層を含めると一層この傾向が強まる可能性が出よう。したがって、同業仲間の結合体であった大阪商法會議所以来の會議所の基本的な性格が、ここに依然として色濃く残っていたことが読みとれるだろう。

つぎに、第五表は大阪市域商工業者とそのうちの會議所議員の納税額分布を示したものである。所得税納税額からみた會議所議員の構成は、幅広い階層性を有していたが、三十六年では一五円以上層に多く、四十年には非常特別税算入の影響をうけて若干上方に移動していた。この点、大阪商業會議所では商業會議所議員選挙規則第三条の納税額を基準とする二等級の等級選挙制度を採用（定款第七条）したことが作用していたといえる。營業税によってみれば、判明した四十年分について言えば、議員の納税階層分布は中上層にあったが、比較的上層部分への偏りをみたことが判る。

第5表 大阪商業会議所議員の納税額別分布

納税額区分	明治36年			明治41(40)年		
	第3種 所得税*	個人 営業人	税法 人	第3種 所得税	個人 営業人	税法 人
1,000円以上 (800)	40	9	34	91(1)	81	72
500 (525)	27	19	20	174(2)	276(1)	35
200 (300)	99(1)	68	33	412(1)	1,070(7)	78
100 (125)	331(9)	226	50	688(7)	2,135(8)	87
50 (60)	574(6)	729	65	1,964(6)	4,267(12)	105
30 (34)	758(5)	1,364	54	1,609(8)	6,148(5)	85
20 (—)	↓	2,166	51	2,347(3)	4,815(2)	36
15 (15)	2,729(13)	2,334	27	2,526(2)	7,413(3)	13
10 (—)	↓	5,126	24	7,451(1)	2,015	7
5 (6)	6,517(4)	11,315	37	25,588(1)	449	1
3 (3)	15,223	2,455	5	349(1)	189	1
3 円未満	—	544	2	262	57	6
合 計	26,298(38)	26,355	402	48,770(33)	28,915(38)	520

備考 大阪税務監督局「統計書」「税務統計一斑」各年度版、『日本紳士録』第9・11版、『日本全国商工人名録』第3版などより作成。表中()は大阪商業会議所議員数である。なお、明治36年度分第3種所得税の税額区分は異なり下段()内の区分に拠っており、↑印は区分上すべ下の税額区分に合算されていることを示す。

従って、特に所得税については、農商務省令の選挙権資格基準を引下げた大阪商業會議所の措置が作用していた、と判断できるだろう。この結果として、會議所は、必ずしも上層の商工業者が選出されるとは限らない同業組合代表者を包摂する可能性を得たと言えよう。一方、諸会社・団体の役員層は、かえって議員中の比重を下げ、何等規模・納税額に条件が付けられていなかった特別議員中に席を占めるところとなった。

五 むすびにかえて

明治政府の商業會議所政策は、會議所構成の面ではほぼ上層の実業家層を糾合し、経済発展・工業化の進展とともに、これを担った会社企業および企業家層を會議所に包摂する、という二点にあった。この点、東京・横浜の両會議所においては、このような構想が実現されたようである。これに対して、大阪では、数の上では圧倒的に多い在来のあるいは零細な商工業者層を會議所議員に組込むことを企図し、各地會議所と協力して、政府の示した議員資格基準を引下げること成功していた。しかし、それでも資格基準は幾分高いところにあったようで、地方都市では會議所設立の見込さえ立たず、商工会組織のまま存続した例も多かったという。この点は大阪においても同様で、ことに二十八年會議所条例改正後は、銀行頭取層を中心に、工業・運輸業企業の取締役層を配した社員會員の伸張をみた。

商業會議所法の制定ののちも、明治三十六年時点ではこの傾向はさらに強まり、大資本・法人議員の拡大も急であった。ところが、四十年になると一転して、大資本・会社企業役員層から選出された議員は急減した。この後も大資本・会社役員層から議員に選出されることは少なかったが、なぜこの時点でこのような変化が生じたのかにつ

いては不明であり、課題として残されている。

いまひとつ、個人議員層の中に新しい胎動が生じてきていたのが、三十六年以降の議員構成上に現われ始めていた。従来の営業分野において、その営業活動を拡大して会社企業形態を採用するに至った所有経営者層。従来の営業活動を続けながらも、会社企業の設立・経営に参画し、あるいは多種類の営業分野に進出するなど、多角的な企業者活動を展開した個人工商業者。このような二つのタイプの個人議員層が現われ、大正昭和期に入って法人議員として登場するに至る素地が形成されはじめていた。

個人議員層の中に顕在化した、この様な二つの変化の対極には、商法会議所時代より会議所議員の主要メンバーであり続けた、同業組合代表者が依然として議員に選出されていた。

また、会議所法において創設された特別議員には、学者・法律家とともに、大阪市域の大資本・会社企業の代表者が多数選任されることになった。しかし、これらの特別議員層が、会議所に拠ってどのような活動をし、役割を果たしたのかについても不問のままである。

明治期の商業会議所の議員（会員）構成について簡単な検討を試みたが、このような議員（会員）構成上の性格（あるいはその変化）が、会議所活動にどのような特徴をもたらし、影響を与えたのかを次に検討しなければならぬだろう。

（付記）本稿作成に際して、大阪商工会議所商工図書館・大阪市史編纂室には史料の面で随分とお世話になった。関係各位の御配慮に感謝いたします。

（昭和六十一年十一月三日）

(1) 包括的な研究には、永田正臣『明治期経済団体の研究』（日刊労働通信社、昭和四十二年刊）、亀掛川博正「明治前期内閣商業政策と商法会議所」（『政治経済史学』第一七八〜一八〇号、昭和五十六年）、同「商業会議所条例の制定と改正問題」（『近代治経済史学』第一八四・五・七号、昭和五十六年）、『商工政策史』第七卷内閣商業（昭和五十五年刊）などがある。『近代日本商品流通史資料』第五・六巻商業会議所報告（昭和五十四年刊）の林玲子・石井寛治解題、高嶋雅明「明治期の和歌山商業会議所」（安藤精一編『紀州史研究 1』国書刊行会、昭和六十年）も重要である。『東京商工会議所八十五年史』（昭和四十一年刊）、全国商工会連合会『商工会九十二年史』（昭和四十八年刊）、『大阪商工会議所百年史』（昭和五十四年刊）、『波沢栄一伝記資料』第一七〜二三巻（昭和三十一年刊）や『五代友厚伝記資料』第二巻（昭和四十七年刊）、『大阪経済史料集成』（昭和四十六〜五十二年刊）も利用している。

なおこのほかに、大阪会議所については、木村敏男「明治初期の大阪財界」（高橋幸八郎編『日本近代化の研究』上、東京大学出版会、昭和四十七年刊）、原田敏丸「経済近代化過程における大阪商法会議所の立場」（『大阪大学経済学』第二五巻二・三号、昭和五十一年）、宮本又次「財界の萌芽」（『経済セミナー』三〇八号、昭和五十五年）、拙稿「明治前期同業組合の形成と大阪商法会議所」（『大阪大学経済学』第二八巻四号、昭和五十四年）などがある。また、権世智彦「工場法成立過程と大阪商業会議所」（大阪歴史学会編『近代大阪の歴史的展開』吉川弘文館、昭和五十一年刊）、矢野達雄「職工・徒弟条例制定問題の歴史的意味」（『阪大法学』第一一二号、昭和五十四年）も参考となる。宮本又次『大阪商人太平記』（『宮本又次著作集』第九・十巻、講談社刊）同『五代友厚伝』（有斐閣、昭和五十六年刊）も重要である。

- (2) 永田正臣前掲書、二五三・三六八頁。
- (3) 前掲石井寛治解題。
- (4) 前掲高嶋雅明論文。
- (5) 前掲『大阪商工会議所百年史』（五五〜六頁）、前掲『五代友厚伝記資料』第二巻（一七三頁）など。
- (6) 前掲木村敏男論文、三四六頁。
- (7) 宮本又次『日本ギルドの解放』（有斐閣、昭和三十一年刊）、同『大阪経済史料集成』第七〜八巻解題（昭和五十〜五十二年刊）を参照されたい。
- (8) 明治十一年九・十月の定式第二・三次会で審議され（『大阪商法会議所議事日誌』第三・四号、前掲『五代友厚伝記資料』第二巻、一八〇〜九四頁所載）、「各商業仲間規則ノ議案ヲ調製スル為メニ設クル綱領略目」（前掲『五代友厚伝記資料』第

二卷(二〇七～二三頁所収)を定め、商業仲間規則の基準を作成し、審議の効率化を図った。なお、「大阪商法会議所ノ履歴及目的」(前掲『五代友厚伝記資料』第二卷三五～三三頁所収)によれば、初期の会議所の審議は不活発で、「議場ハ全ク一ノ談話場」であるとの反省に立って、同業仲間惣代を議員の列に加えることを可決したという。各同業仲間からそれぞれ議員を選抜することによって、各議員はそれぞれの仲間の利害を代表することになり、その決論は商工業者の総意に近似し、その周知徹底上においても効率的で効力を有する、としていた。

(9) 『大阪商法会議所 月次報告』第三〇号によれば、商法会議所解散直前の二四年二月末で会員数は二四四名を算えた。一方山口和雄『明治前期経済の分析』(東京大学出版会、昭和三十一年刊)によれば、東京商法会議所においては、議員数は五一～六三名で、その多くは商業者か金融業者であったとはいえ、トップクラスの有力実業家層により構成されていた。

(10) 前掲『五代友厚伝記資料』第二卷(三四八～五三頁所載)参照。布告第二九号によれば、商法会議所と農商工議會と同じ性格の二つの議場が同じ地域に併立・組織されることになるが、後者には議員選出法と経費負担の点で疑問がある、と論じていた。

(11) 大阪府『大阪府布令集』二(昭和四十六年刊、七八一～七九〇頁)。

(12) 前掲『大阪府布令集』三(昭和四十六年刊、二四〇～九頁)。

(13) 前掲『大阪府布令集』二(七九〇～一頁)。

(14) 大阪府役所『明治大正 大阪府史』第六卷(昭和八年刊、九一六～七頁)。

(15) 前掲『明治大正 大阪府史』第七卷(昭和八年刊、九一一～一六頁)。

(16) 前掲『明治大正 大阪府史』第六卷(七二九～三〇頁)。

(17) 『大阪商法会議所議員選挙法決議案』および『大阪商法会議所ノ履歴及目的』(前掲『五代友厚伝記資料』第二卷、三五～四頁)。

(18) 前掲『五代友厚伝記資料』第二卷(三八六～九頁)、あるいは前掲『大阪経済史料集成』第一卷(五八二～六頁)。

(19) 『大阪府勸業年報』第六～八回、『大阪府農商工年報』第九・一〇回、その後は『大阪商法会議所月次報告』などによる。

簡単には、前掲拙稿第一表参照。

(20) 前掲『大阪経済史料集成』第九卷(八二〇～五頁)。

(21) 前掲『大阪経済史料集成』第一卷(四二一～八頁)。

- (22) 前掲『大阪經濟史料集成』第七～九卷。
 (23) 明治十四年には大阪府も會議所に対する補助金を廃止していたが、十六年二月これを再開した(月額五〇円、翌年七月には月額二百円と変更)。
 (24) 「大阪商法會議所創立以來ノ沿革大意」(大阪商法會議所月次報告「第二六号」)の十九年七月・二十年末・二十一年十月・二十三年七月等々の項参照。詳しい点は不明であるが、同業組合準則では違約者処分権が認められていないことが最大の問題であったようだ。
 (25) 本節の主要部分については前掲拙稿を参照されたい。
 (26) 前掲「大阪商法會議所創立以來ノ沿革大意」二十一年一～三月の項。この時作成された起草委員の草案は前掲『大阪經濟史料集成』第一卷(五九五～六〇三頁)参照。
 (27) 前掲『大阪經濟史料集成』第一卷(六九二～九頁)。
 (28) 代表的なものを挙げれば、大阪紡績会社・硫酸製造会社・大阪セメント会社などがあつた。
 (29) 二十年十二月には副会頭寺村富栄は「會議所ノ改革ニ付取調委員ヲ設クルノ意見」(前掲『大阪經濟史料集成』第一卷、五九三～四頁)を提出して、仲間規約の審査、仲間に関わる紛争の仲裁などに忙殺されている會議所の現状を批判した。
 (30) 前掲『大阪經濟史料集成』第一卷参照。
 (31) 前掲『大阪經濟史料集成』第一卷(七一頁、七七一～八頁)、「大阪商法會議所月次報告」七号以下参照。
 (32) 前掲『大阪經濟史料集成』第一卷(七四一～七六一頁、七六七～七〇頁)、「大阪商法會議所月次報告」一二号参照。
 (33) 「大阪商法會議所月次報告」二二号以下参照。
 (34) 前掲『大阪經濟史料集成』第一卷(八一～一二三頁)、「大阪商法會議所月次報告」二七号参照。
 (35) 本節については、註(1)の諸研究、特に石井寛治解題に負うところが大きい。
 (36) 前掲『東京商工会議所八十五年史』上巻第一編が詳しい。
 (37) 明治二十年三月勅令第五号で所得税法が公布されたが、三十二年二月法律第一七号所得税法により法人所得に対しても課税すると変更した。
 (38) 前掲『渋沢栄一伝記資料』第一九卷(五三六頁)、前掲『東京商工会議所八十五年史』上巻(五二八頁)。
 (39) 前掲『渋沢栄一伝記資料』第一九卷(五五〇～一頁)。

(40) 二十三年九月二十日の商業會議所に関する談話会席上での陸奥農商務大臣の發言（『時事新報』二十三年九月二十一日付）。前掲亀掛川博正第二論文参照。

(41) 齊藤修一郎農商務省商工局長の講演、前掲『東京商工會議所八十五年史』上巻（五一七頁）。

(42) 前掲『商工会九十二年史』は、會議所条例制定前には、全国で六九ヶ所を数えた商法會議所・商工会の商業會議所への組織替えが難行した理由として、設立地域内で一〇〇人以上の會員選挙資格者が存在することを會議所設置基準としていたことであると指摘する。

(43) 山口和雄編『本邦商業會議所資料』（雄松堂フィルム出版）、前掲『東京商工會議所八十五年史』上巻（六二四～三六頁）参照。

(44) あわせて、三十五年六月農商務省令第一四号・商業會議所法施行規則、同第一五号・商業會議所議員選挙規則、同第一六号（商業會議所議員選挙ニ関スル納税額及ビ資本額又ハ財産ヲ目的トスル出資額ニ関スル規程）を公布していた（前掲『商工政策史』第七巻、一一六～一二四頁）。

(45) 明治二十九年三月法律第三三号營業税法（三十年一月より施行）は、製造・販売・銀行など二四業種について、その業体に於て資本金額・売上額・報酬額・建物賃貸価格・従業者数等々を基準として課税すると定めていた。

(46) この過程については、前掲石井寛治解題を参照。

(47) 前掲『東京商工會議所八十五年史』上巻（七九〇～一頁）。

(48) 「大阪各商工組合名目及同業者人員（明治二十一年八月調）」（大阪商法會議所月次報告」第六号所載）による。

(49) 會員選挙の実態が把握ないため、その数は少ないが、わずかな有権者しかもたなかった營業種目（たとえば、航漕業・金庫製造業・酢など）から會員が選出された理由は判らない。

(50) これに対しても各地の會議所はその基準引下げを実施し、確とは判らないが、第五表から推測すれば、大阪では従来通りの一五円としたようである。

(51) 前掲『大阪商工會議所百年史』資料編（二二四頁以下）の議員名簿）によれば、大正・昭和期と進むにつれて益々増大した。ただし、その性格は個人企業的色彩の濃いものであった。

(52) 前掲『大阪商工會議所百年史』（三三三～六頁）によれば、この傾向は大正二年でも続いていた。